

## 子供家庭

### 認証保育所について

#### 目的(ねらい)

- 現在の認可保育所だけでは応えきれていない大都市のニーズに対応しようとする都独自の制度
- 大都市の特性に着目した都独自の基準(認証基準)を設定
- 企業の経営感覚の発揮により、多様化する保育ニーズに応えることのできる新しいスタイルの保育所を設ける

#### 多様化する保育ニーズとは・・・

- 産休明けから預けたい
- 退社の遅い人にも対応して欲しい
- 送り迎えが便利な場所で預かって欲しい
- 行政の目が届く保育所に預けたい
- 安心できる料金で預かって欲しい

⇒東京から新しい保育に変えていきます！

#### 認証保育所の特色

民間企業を含む多様な事業者がサービスを競います。

- 全施設で0歳児からお預かりします。
- 全施設において13時間の開所を基本とします。
- 都が設置を認証し、保育の実施主体である区市町村とともに指導します。
- 保育所についての重要事項を随時情報提供します。
- 情報公開によりニーズにあった保育所が選べます。
- 利用者と保育所が直接利用契約できます。
- 料金は上限を決めます。
- 都独自の基準を設定し、適切な保育水準を確保します。

#### 認証保育所の料金及び契約について

東京都認証保育所事業実施要綱4に定めるところにより、原則として、月220時間以下の利用をした場合の月額は、3歳未満児の場合80,000円、3歳以上児77,000円を超えない料金設定とすることとしています。

### 保育サービス

#### [認可保育所について](#)

#### [認証保育所について](#)

#### [認可外保育施設について](#)

#### [認定こども園について](#)

#### [保育室について](#)

#### [一時預かり事業・定期利用保育事業について](#)

#### [家庭的保育事業\(保育ママ制度\)について](#)

#### [病院内保育所運営事業について](#)

#### [病児・病後児保育について](#)

#### [児童館・学童クラブ・児童遊園について](#)

#### [事業所内保育施設支援事業について](#)

なお、保育料の月額には、基本の保育料のほか、1食目の給食代及びおやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、年会費(12分の1の額)及びこれらにかかる消費税相当分が含まれます。

この条件を満たす範囲で、保育料は事業者による自由設定となります。サービス内容に応じて、料金の仕組みも金額もさまざまですので、施設に直接問い合わせてください。

施設の利用を決める際には、事前の施設見学などにより、施設の保育方針や雰囲気などが自分に合っているかどうかを確認することも重要です。その上で、料金システムを始め、契約内容を書面でよく確認し、不明な点は確認して十分納得した上で契約を取り交わしましょう。

#### 認証保育所の概要

区分	A型	B型
目的	大都市の特性・独自の基準設定・駅前保育所・保育を必要とする人に	同左
設置主体	民間事業者等	個人
対象児童	0～5歳	0～2歳
規模	20～120名	6～29名
<u>施設基準</u>	<u>認可保育所に準じた基準とする。</u>	同左
施設基準(面積0・1歳児)	3.3平米 (年度途中は2.5平米まで弾力化)	2.5平米
施設基準(屋外遊戯場)	設置 (付近の代替場所でも可)	特に規定せず
施設基準(調理室)	必置	必置
施設基準(便所)	必置	必置
施設基準(その他)	防火区画・二方向避難確保等	同左
職員(保育従事職員)	認可保育所と同様の配置基準とする。 ただし、常勤職員(保育士等)は6割以上とする。	同左
職員(施設長)	保育士資格を有し、かつ児童福祉施設等の勤務経験を有する者	同左
開所時間	13時間の開所を基本とする	同左
保育料	料金は自由設定(ただし上限あり)	同左

情報提供	保育所についての認証内容などを掲示する。	同左
指導(都)	運営指導マニュアル作成・報告徴収・情報公開	同左
指導(区市町村)	指導・都への報告・情報公開	同左
補助金(運営費)	運営に要する経費の一部を補助する。 補助対象契約児童数×年齢別補助単価	同左

[東京都認証保育所基礎調査](#)

[平成24年度認証保育所運営状況報告書](#)

[認証保育所](#)

[東京都認証保育所一覧\(A型・B型\)](#)

[認証保育所の詳細\(実施要綱・申請様式等\)](#)

#### お問い合わせ

このページの担当は 少子社会対策部保育支援課認定こども園係 です。

[↑ このページのトップに戻る](#)

東京都福祉保健局 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

Copyright © 2009 Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved.

# 東京都認証保育所事業実施要綱

平成13年 5月 7日 12福子推第1157号  
14福子推第 345号 平成14年11月14日 一部改正  
15福子推第1091号 平成16年 1月30日 一部改正  
16福保子支第 756号 平成17年 2月25日 一部改正  
17福保子支第 803号 平成17年10月28日 一部改正  
18福保子支第1239号 平成19年 2月28日 一部改正  
21福保子保第 53号 平成21年 4月30日 一部改正  
21福保子保第 954号 平成21年10月20日 一部改正  
21福保子保第1909号 平成22年 4月30日 一部改正  
22福保子保第2360号 平成23年 3月30日 一部改正  
23福保子保第 716号 平成23年 7月22日 一部改正  
23福保子保第2326号 平成24年 4月26日 一部改正

## 1 目的

この要綱は、東京都知事（以下「知事」という。）が認証する保育所の基準を定めるとともに、東京都と特別区及び都内市町村（以下「区市町村」という。）とが連携して、認証を受けた保育所におけるサービス水準の維持向上を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

## 2 用語の意義

この要綱における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

### (1) 東京都認証保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、東京都認証保育所事業実施要綱（以下「要綱」という。）で定める要件を満たし、知事が認証した施設（以下「認証保育所」という。）をいう。

### (2) 駅前

最寄りの改札口から徒歩で5分以内に通える場所にあることをいう。

### (3) 常勤職員

事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）で、当該認証保育所において1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に継続勤務する者であり、原則として、社会保険の被保険者である職員をいう。

### (4) 定員

設置時に知事が認証した入所定員及び変更時に事前に届け出た入所定員をいう。

### (5) 短時間利用児

認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項による認定こども園をいう。）の認定を受ける認証保育所を利用する3歳以上児のうち、1日の保育について幼児教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう行う保育であって、1日の当該保育の時間が4時間程度のもをいう。）のみを受ける子供をいう。

### (6) 年齢

入所した日の属する年度の初日の前日の年齢を当該年度中の年齢として取り扱う。

### (7) 保育士

児童福祉法第18条の6に定める保育士となる資格を有し、同法第18条の18による登録を受けている者をいう。

### 3 事業内容

認証保育所にはA型とB型の2つの類型を設け、次に掲げる事業を実施するものとする。

#### (1) 認証保育所A型

##### ア 設置主体

民間事業者等

##### イ 補助対象児童

区市町村が必要と認める月160時間以上の利用が必要な0歳から小学校就学前までの都内在住の児童とする。

##### ウ 定員

###### (ア) 定員の原則

20人から120人までとし、3歳未満児の定員を総定員の半数以上設定すること。

また、0歳児の定員を必ず設定すること。ただし、地方裁量型認定こども園（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号。以下「認定こども園条例」という。）第3条第4号に規定するものをいう。）の認定を受ける認証保育所においては、以下のとおりとする。

- a 短時間利用児を除く児童の定員を20人から120人までとすること。
- b 3歳未満児については、総定員から短時間利用児の定員を除いた数の半数以上設定すること。
- c 0歳児の定員を必ず設定すること。

###### (イ) 定員の弾力的運用

(ア) に基づき設定する定員の範囲内で保育することを原則とするが、本要綱に定める設備、面積及び職員配置等の基準を満たしている場合には、定員を超えて保育を行うことができる。ただし、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認証上の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上の場合、実態に合うように定員の見直しを行うこととする。

##### エ 開所時間

開所時間は13時間以上とする。

##### オ 契約

利用者と事業者の間で直接契約を行う。

なお、契約の内容は、東京都認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用が妨げられることのないものであること。

##### カ 運営委員会の設置

設置者は、利用者等の意見を聴取するなど、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供するため、各施設に運営委員会を設置すること。

運営委員会には、社会福祉事業について知識経験を有する者、当該認証保育所の保育サービス利用者（これに準ずる者を含む。）及び認証保育所設置主体の実務を担当する幹部職員を含むこと。

#### (2) 認証保育所B型

##### ア 設置主体

民間事業者等

##### イ 補助対象児童

区市町村が必要と認める0歳から2歳までの都内在住の児童とする。

ウ 定員

6人から29人までとし、0歳児の定員を必ず設定すること。

なお、定員の弾力的運用を行う場合の取扱については認証保育所A型に準じるものとする。

エ 開所時間

開所時間は13時間以上とする。

オ 契約

利用者と事業者の間で直接契約を行う。

なお、契約の内容は、東京都認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用が妨げられることのないものであること。

カ 設置者は、利用者からの意見を聴取する場を設けること。

4 保育料

保育料は民間事業者等が自由に設定できることとする。ただし、3(1)イ及び(2)イに規定する補助対象児童にあつては、月220時間以下の利用をした場合の月額は、3歳未満児の場合80,000円、3歳以上児(認定こども園の認定を受ける認証保育所における短時間利用児を除く)の場合77,000円を超えない料金設定とすること。

なお、保育料の月額には、基本の保育料のほか、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、年会費(12分の1の額)及びこれらにかかる消費税相当分を含むものとする。ただし、長時間保育を行う際に提供する2食目以降の給食代及びおやつ代並びに入会金は含まないものとする。

5 設置者の要件

- (1) 認証保育所を経営するために必要な、別に定める経済的基盤があること。
- (2) 本事業を継続的に健全かつ円滑に実行できること。
- (3) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をしておそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (4) 財務内容が適正であること。
- (5) 認証保育所を新たに設置する場合は、別に定める欠格事由に該当しないこと。

6 建物、設備の基準

認証保育所の構造及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令、「東京都福祉のまちづくり条例」(平成7年東京都条例第33号)、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(平成15年東京都条例第155号)及び関係規程(以下「建築基準法等」という。)の定めるところに従うほか、「認証保育所における室内化学物質対策実施基準」(別紙1)に基づき室内化学物質対策を必ず実施し、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

区 分	要 件	
	認 証 保 育 所 A 型	認 証 保 育 所 B 型
乳児室又は ほふく室	0歳児及び1歳児1人当たり3.3平方メートル(内法面積)以上。	0歳児及び1歳児1人当たり2.5平方メートル(内法面積)以上。
保育室又は 遊戯室	2歳以上児1人当たり1.98平方メートル(内法面積)以上。	

医務室	静養できる機能を有すること。事務室等と兼用も可。	
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり3.3平方メートル（児童が実際に遊戯できる面積）以上。保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	
調理室	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。	
便所・その他	便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。便所の数は幼児20人につき1以上であること。	

(2) 基準面積の弾力的運用

(1) のとおり、類型に応じた各区分の基準面積等を有することを原則とするが、認証保育所A型において、定員の弾力的運用を行う場合であって、別に定める要件を満たす場合には、年度の途中に限り、3(1)ウ(イ)の規定にかかわらず、「乳児室又はほふく室」の区分で定める基準面積によらずに保育を行うことができる。

(3) 用具等

保育室又は遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び医務室（以下「保育室等」という。）は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと。

(5) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。

(6) 保育室等を2階に設ける場合は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合は、次のイからクまでの要件にそれぞれ該当するものであること。

なお、保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合の基準については、その保育所の構造設備の全てについて、設置する階のうち最も高い階の基準が適用されること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 認証保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と認証保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 認証保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳児若しくは幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳児若しくは幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 認証保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(7) その他

(6) アからクまでの要件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日付雇児発第1225008号)第2の基準を満たしていること。

(8) 認証保育所を設置する場合にあつては、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とすること。

ただし、既存建物を改修し、100平方メートル以下の認証保育所を設ける場合にあつては、一級建築士による建築基準法等上の保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。

(9) 設置者は、「認証保育所における室内化学物質対策実施基準」(別紙1)に基づき実施した測定結果及び対策状況を知事に提出し、安全性が確認された後に開設すること。

7 職員

職員の配置基準等は、下記によること。

(1) 保育従事職員配置基準

ア 保育従事職員は保育士資格を有する常勤職員を原則とする。ただし、次の全ての条件を満たす場合はこの限りではない。

(ア) ウにより算出した保育従事職員数の6割以上を保育士資格を有する常勤職員とすること。

(イ) 設置者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。

(ウ) ウにより算出した保育従事職員に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員

の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。

イ 必要な保育従事職員の員数は、次の数とする。

0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、4歳以上児30人につき1人以上とする。ただし、認定こども園の認定を受ける認証保育所においては、短時間利用児35人につき1人以上とする。

ウ 総所要保育従事職員の算定方法

児童の定員数及び在籍数のそれぞれについて、イに定める利用児童の年齢ごとに対応する保育従事職員数で除して小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数を比較し、いずれか多い方とする。

これを算定式で表すと次のとおりとなる。

$(0\text{歳児数} \times 1/3) + \{ (1\text{歳児数} + 2\text{歳児数}) \times 1/6 \} + (3\text{歳児数} \times 1/20) + (4\text{歳以上児数} \times 1/30)$

なお、イのただし書きに該当する場合はその定めるところによる。

エ 開所時間中については、現に登園している児童数に対しアからウまでに規定する配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置すること。ただし認定こども園の認定を受ける認証保育所における認定こども園の条例第2条第5号に規定する共通利用時間中については、3歳以上児について学級担任以外の職員の配置を要さない。

なお、開所時間中は保育士資格を有する常勤職員1人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならない。

オ 保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。

カ 定員90人以下の施設にあってはウにより算出された人数に加え、1名以上の保育従事職員を確保しなければならない。なお、当該保育従事職員に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。

## (2) 施設長

次の要件を全て満たす者又は知事が適当と認めた者であること。

ア 保育士であって、児童福祉施設、本要綱に基づく認証保育所又は保育室運営事業実施要綱

(平成21年8月25日付21福保子保第697号 平成23年4月1日廃止)等に基づき都が補助対象として認定した施設において、1日6時間以上かつ月20日以上、同一施設で継続して1年以上保育士として勤務した経験があること。

イ 原則として、専任の常勤職員であること。ただし、次に定める場合については兼任を可とする。

(ア) 実施事業が認証保育所1園の運営のみである場合、代表者との兼任を可とする。

(イ) 実施事業が複数の場合であって以下の要件を満たしている場合、1園に限り代表者との兼任を可とする。

a 当該認証保育所の開設後であること。

b 当該認証保育所の管理運営に支障を来たすことのないようにすること。

c 他の実施事業に支障を来たすことのないよう必要な体制が確保されていること。

(ウ) 定員20人未満の施設については、7(1)ウにより算出した保育従事職員との兼任を可とする。

(3) 調理員及び嘱託医を置くこと。調理員は、定員40人以下の施設においては1人、定員41人以上の施設においては2人以上配置すること。ただし、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に準じて給食業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用して調理させる場合及び次項における特例による場合は、調理員を置かないことができる。

## 8 食事の提供の特例

食事の提供については、当該認証保育所に調理員を置き、当該認証保育所内で調理することを原則とする。ただし、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているほか、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認証保育所の3歳以上児に対する食事の提供について、外部搬入方式（当該認証保育所外で調理し搬入する方法をいう。）により行うことができる。

なお、この場合、外部搬入方式により食事の提供を受ける年齢区分の児童定員数を除いた定員数を7（3）に規定する定員として調理員の配置を行うこととする。

ア 子供に対して食事を提供する責任を有する認証保育所の調理室の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

イ 認定を受けようとする施設、又は保育所、保健所、区市町村等の栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務を受託する者については、認証保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。

エ 子供の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー等への配慮、必要な栄養素摂取量の確保等子供の食事の内容、回数及び時期について、適切に応じることができること。

オ 食を通じた子供の健全育成を図る観点から、子供の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

## 9 別園

認証保育所には、下記の基準を満たす場合に別園を設置することができる。

### (1) 設置条件

認証保育所A型で、地方裁量型認定こども園の認定を受けるもの。

### (2) 設置主体

本体となる保育所（以下「本園」という。）と同一の設置主体とする。

### (3) 管理・運営

別園の管理・運営は、本園の施設長のもとに本園と一体的に行われるものとし、本園と別園との距離は、以下の要件を満たすものとする。

ア 子供が徒歩で移動する場合

（ア）直線距離で概ね300メートル以内かつ移動時間が概ね10分以内であること。

（イ）交通量が多い道路を横断することがない安全なルートであること。

イ 子供が認定こども園専用の車で移動する場合

（ア）移動時間が概ね10分以内であること。

（イ）安全な乗降場所が確保されていること。

### (4) 建物・設備

本園と別園のいずれもが6に規定する認証保育所に必要な基準を満たすこと。

なお、別園において給食調理を行わない場合でも、加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

別園に医務室を設けない場合は、別園に医薬品を備えること。

### (5) 職員

本園と別園のいずれもが、7に規定する認証保育所に必要な基準（別園については施設長を除く）を満たすこと。ただし、別園に調理員及び嘱託医を置かないことができる。

## 10 秘密保持等

- (1) 認証保育所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 認証保育所は、職員であった者が秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

## 11 契約書等の交付及び情報の開示

設置者においては、利用者等に対して契約時に、契約書及び別に定める重要事項説明書を交付し、説明しなければならない。なお、契約書は2通作成し、双方で保管するものとする。

運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準等の情報は、別の定めにより開示しなければならない。

## 12 施設に備える書類

認証保育所には別紙2に定める書類を整備し、備え付けておかななければならない。

## 13 認証の手続き

知事は、以下の申請があった時は、審査の上認証又は認証の取消を行う。

### (1) 設置申請

認証を受けようとする設置者は、「東京都認証保育所設置申請書」（第1号様式）を知事に提出すること。

なお、B型の認証保育所の新規の認証は、保育室運営事業実施要綱（平成21年8月25日付21福保子保第697号 平成23年4月1日廃止）に定められた保育室設置基準に基づき、平成23年3月31日現在区市町村が保育室利用契約を締結していた施設からの移行であって、平成25年2月1日までに申請を行ったもののみを対象とする。

### (2) 重要事項の変更

重要な認証事項を変更しようとする設置者は、別に定める内容変更届を知事に提出すること。

### (3) 廃止・休止申請

認証保育所を廃止又は休止しようとする設置者は、「東京都認証保育所廃止（休止）申請書」（第2号様式）を知事に提出すること。

## 14 意見の聴取

知事は、事業の実施に当たって必要があると認めた場合は、当該区市町村長に対し意見を聴取する。

## 15 認証書の交付

知事は、13により認証した場合は、「東京都認証保育所認証書」（第3号様式）を交付する。設置者は、交付された「東京都認証保育所認証書」を見やすい場所に掲示すること。

## 16 指導監督

設置者は、児童福祉法等に基づく、東京都及び区市町村の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別に定める基準により行う。

### (1) 報告徴収

ア 知事は、設置者に対して、施設の運営状況等必要な事項について、年1回以上、文書により、回答期限を付して報告を求める。

イ 設置者は、次の事項が生じた場合、速やかに知事及び当該認証保育所が所在する区市町村長

に報告を行うこと。

(ア) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合

(イ) 当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等

ウ 上記ア及びイに規定する場合のほか、知事及び当該認証保育所が所在する区市町村長は、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合は、必要に応じて随時に報告を求めることができる。

## (2) 立入調査

ア 知事は、原則として毎年度1回以上、別に定める計画に基づき、その職員をして定期的に認証保育所及びその事務所に立ち入り、その設備若しくは運営について、設置者に対して必要な調査を行わせる。また、必要に応じて、保育従事者、その他の職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。

イ 上記アに規定する場合のほか、知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、随時事前通告を行わずに認証保育所及びその事務所に対する特別立入調査を行わせることができる。

ウ 立入調査の指導監督班は、認証保育所指導監督所管部又は認証保育所事業所管部の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保健師、看護師及び医師等の専門的知識を有する者を加える。

エ アからウまでの規定により、立入調査を行う職員は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯しなければならない。

オ 立入調査に際しては、区市町村の立ち会いを求めるとともに、必要に応じて関係機関の立ち会いを求める。

カ 立入調査時においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭により行う。

キ 立入調査の結果は、別に定める基準に基づき、評価を行う。

なお、別に定める評価基準が口頭の事項であっても、前回の立入調査において口頭指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等、積極的な改善が見られないと判断されるものについては文書指摘とする。

## 17 改善指導及び改善勧告

### (1) 改善指導

知事は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認証保育所の設置者に対しては、概ね1か月以内の報告期限を付した文書による改善指導を行い、当該設置者から改善の状況及び計画の提出を求める。

### (2) 改善勧告

ア 知事は、(1)の改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しが無い場合は、設置者に対し、改善を勧告することができる。

イ 知事は、アにかかわらず、児童の福祉を確保するため緊急の必要がある次の場合は、設置者に対し、(1)の改善指導を行うことなく改善を勧告することができる。

- ① 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ② 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- ③ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

ウ ア及びイの規定による改善勧告は、文書により通知するものとし、概ね2週間から1か月以内の回答期限を付して、当該認証保育所の設置者から文書で報告を求める。

エ ウの規定により、勧告を受けた設置者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行う。また、回答期限が経過しても報告がない場

合についても、特別立入調査を行う。

オ 知事は、アの勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### 18 東京都及び区市町村の調査等

設置者は、16で定める指導監督のほか、要綱、細目及び区市町村で定める認証保育所運営費等補助金交付要綱など、東京都及び区市町村が定める認証保育所事業に関する各種規程における基準等の内容を設置者に遵守若しくは維持・継続させるために、東京都及び区市町村が、設置者に対して必要な報告を求める場合及び調査（立入調査を含む）を行う場合には、これに応じなければならない。

#### 19 認証の取消

知事は、次のいずれかの場合、認証の取消をすることができる。

- (1) 保育内容や設備等に重大な過失があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、認証を受けた事実が判明したとき。
- (3) 17による改善勧告にかかわらず、改善が図られないときもしくは改善勧告に従わないとき。
- (4) その他、取り消すことが適当であると認められたとき。

#### 20 区市町村への通知

知事は、17による改善指導又は19による認証の取消をした場合は、その旨を当該施設の所在地の区市町村長に通知する。

#### 21 費用の補助

この要綱に基づく事業につき、実施主体である区市町村が要した以下の費用について、東京都は別に定める基準に基づき予算の範囲内において補助する。

- (1) 運営費
- (2) 認証保育所A型を駅前等に開設するために必要な改修経費等

#### 22 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成16年2月1日から施行する。ただし、6の(5)及び(6)の規定は、平成15年4月1日から適用する。

- 1 児童福祉法附則第4条に規定する者であって、同法第18条の18第1項の規定による登録を受けていないもの（同法第18条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）については、平成18年11月28日までの間は、要綱の2の(5)、要綱の7の(1)のウ及び要綱の7の(2)のイの資格を有する者とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。ただし、6の規定中「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」については、平成16年7月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年2月28日から施行する。ただし、認定こども園に関する条項については、平成18年12月22日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 施行日前の連続する過去2年度間において各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認証上の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上の場合、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

## 東京都認証保育所事業実施細目

平成16年1月22日	15福子推第1032号	
16福保子支第757号	平成17年2月25日	一部改正
17福保子支第808号	平成17年10月25日	一部改正
18福保子支第1240号	平成19年2月23日	一部改正
21福保子保第54号	平成21年4月30日	一部改正
21福保子保第955号	平成21年10月20日	一部改正
21福保子保第1910号	平成22年4月30日	一部改正
22福保子保第2361号	平成23年3月30日	一部改正
23福保子保第718号	平成23年7月28日	一部改正
23福保子保第2328号	平成24年4月26日	一部改正

### 1 目的

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号。以下「要綱」という。）に基づき実施する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）の認証の手続き、保育の内容等については、この細目の定めによる。

### 2 用語の意義

この細目で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

### 3 運営委員会

要綱3（1）カにおいて「社会福祉事業について知識経験を有する者」とは、社会福祉に関する教育や研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者及び認証保育所事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者をいう。例えば、認可保育所の幹部職員や公認会計士、税理士、弁護士などは、これに該当する。

なお、運営委員会は定期的に開催し、運営委員会を開催した場合は、議事録を作成すること。

### 4 設置者の要件

（1）要綱5（1）において「必要な経済的基盤がある」とは、A型については以下のア及びイの要件をいずれも満たすもの、B型についてはイの要件を満たすものをいうこと。

ア 保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を持っていること。ただし、次のいずれも満たす場合には、不動産の貸与を受けて設置する場合を所有権を持っていると見なして差し支えない。

（ア）賃借料の財源について、既存事業からの継続的財源確保等、安定的に賃借料を支払う財源が確保されていること。

（イ）（ア）の財源とは別途、当面の支払に充てるための1年間の賃借料（別園を設置する場合は、本園と別園のそれぞれの賃借料を合算したもの）に相当する額を安全性がありかつ換金性の高い預貯金等（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

イ 認証保育所の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

（2）要綱5（3）において「本事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、設置者の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが当初から明らかな者をいい、例えば、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第3項若しくは要綱17に基づく改善勧告を命じられたことがある者（ただし、改善勧告を受け改善を報告し、その後の調査等により、改善が確認された者を除く。）又は法第59条第

1項に基づく報告徴収若しくは要綱16に定める指導監督に対して虚偽の報告等を行ったことがある者などは、これに該当すること。

(3) 要綱5(4)において「財務内容が適正であること」とあるが、これは、認証保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容について、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、少なくとも「財務内容が適正である」には当たらないこと。

ア 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。

イ 直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。

(4) 要綱5(5)において「認証保育所を新たに設置する場合の欠格事由」とあるが、これは、設置者(設置者が法人の場合は、その役員等(取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)を含む。)が次のア又はイのいずれかに掲げる者(その者が法人である場合はア又はイに掲げる事由に該当した当時の当該法人の代表者を含む。)である場合をいう。

ア 要綱19により認証を取り消された者であるとき。

イ この要綱又は区市町村で定める補助金交付要綱等に規定する内容において、要綱17で規定する改善勧告を受けた者若しくは虚偽の申請や書類の提出等を行い、区市町村から補助金返還等を受けたことがある者で、その処分等の日から起算して一定の期間を経過していない者であるとき。

## 5 基準面積の弾力的運用

要綱6(2)に定める基準面積の弾力的運用を行う場合の要件は、年度の途中であって0・1歳児区分の合計定員を充足していることとし、この場合の0歳児及び1歳児1人当たりの基準面積は2.5平方メートルとする。ただし、2歳以上児区分の合計定員を充足していないなど、保育面積全体としては要綱6(1)に定める基準面積を充足することが可能な場合であって、0歳児及び1歳児1人当たりの基準面積の弾力的運用を行う場合は、実態に見合うよう、使用区分、定員又は年齢区分の変更(13の(1)、(2)に定める内容変更)を行うなど、基準面積の弾力的運用の解消に努めること。

## 6 保育内容等

保育の実施に当たっては、児童の健康及び安全の確保を基本とし、保育内容等については次に定めるもののほか、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準じて行うこと。

### (1) 保育内容

ア 保育の内容は、健康状態の観察、個別検査、自由遊び及び午睡を含むこと。

イ 健康状態の観察は、顔ぼう、体温、皮膚の異状の有無等について毎日登退所時に行うこと。

ウ 個別検査は、清潔、外傷等の異状の有無について毎日退所時に行うこと。

エ 保護者と密接な連絡をとり、保育方針等につき保護者の理解と協力を得るよう努めること。

### (2) 給食

ア 給食(主食、副食及び間食)を毎日適切に提供すること。

イ 給食は認証保育所で調理されたもので、できる限り変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を有するものであること。

ウ 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。

エ 調理は、認証保育所又は設置者があらかじめ作成した献立に従うことを原則とし、献立内容に変更があった場合は、その内容を記録すること。

### (3) 入所児童及び職員の健康診断

ア 入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

イ 職員に対し、採用時及び1年に1回定期健康診断を行わなければならない。

(4) 衛生管理等

ア 児童の使用する設備又は遊具等については、安全かつ衛生的な管理に努めること。

イ 必要な医薬品、その他の医療品を備えること。

ウ 入所している者の食事を調理する者及び調乳を行う者については毎月検便を実施するとともに、調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等、綿密な注意を払わなければならない。

エ 調理室の施設、設備、器具、容器、原材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するために、自主点検を毎日実施すること。

(5) 閉所日

認証保育所においては、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を閉所日とすることができる。

7 基本的事項の掲示

設置者は、次に掲げる事項を、認証保育所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(1) 設置者の氏名又は名称及び施設長の氏名

(2) 認証保育所の名称及び所在地

(3) 建物その他の設備の規模及び構造

(4) 認証保育所の開設年月日

(5) 開所時間

(6) 提供するサービスの内容及び保育料等

(7) 年齢別の定員

(8) 保育士その他の職員の配置数

8 情報の公開

設置者は次の情報を明示しなければならない。

(1) 運営方針

(2) 施設概要

(3) 保育内容

(4) 保育料

(5) 年齢別の定員、開所時間、1日のスケジュール、保育目標等

(6) 毎日の給食を展示するとともに、2週間以上の献立表を作成し、献立表に給与栄養量、素材等を記入する。

(7) 損益計算書や貸借対照表など財務諸表

9 重要事項説明書の交付

利用者と設置者が直接契約をするにあたり、次の事項を記載した重要事項説明書を作成し、利用者に交付しなければならない。

(1) 認証保育所の名称及び所在地

(2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地、施設及び設備の概要

(3) 施設長の氏名

(4) 給食、健診などのサービス内容

(5) 施設の運営方針、職員体制

(6) 保育料（要綱に定める保育料の範囲内であることを明記すること。）、自主事業と利用料、非常災害時の対策

(7) 利用児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

- (8) 嘱託医の氏名、住所、委託内容
- (9) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

#### 10 東京都認証保育所適合証の交付

要綱13により認証を受けた認証保育所においては、設置者は別に定める東京都認証保育所適合証（以下「適合証」という。）を掲示しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、適合証を返還しなければならない。

- (1) 廃止・休止のとき
- (2) 認証を取り消されたとき

#### 11 認証の手続き

##### (1) 区市町村の手続き

区市町村は、公募等により、認証保育所を設置しようとする設置者から認証保育所の新規設置の事業提案や申出等があった場合で、当該区市町村の設置の計画等に基づき、推薦を行おうとするときは、別に定める通知に基づき、東京都に事前に協議を行うこと。

##### (2) 設置者の手続き

認証を受けようとする設置者は、別に定める通知に基づく区市町村長からの推薦書による推薦を受けた後、東京都及び区市町村による現地確認を受け、要綱13(1)に規定する「東京都認証保育所設置申請書」（要綱第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、別に定める通知の提出期限までに知事及び推薦をした区市町村長に提出すること。なお、「写し」と規定している場合を除き提出する書類は全て原本であること。

###### ア 調査書（第1号様式）

###### イ 職員関係

###### (ア) 職員の構成（第2号様式）

(イ) 要綱7に規定する職員（以下「基準職員」という。）の履歴書の写し（本人の顔写真が貼付されているもの。ただし、嘱託医及び要綱7(3)により調理業務を第三者に委託し、又は要綱8により外部搬入方式による食事の提供をする場合の調理員については不要）

(ウ) 保育士にあつては保育士登録証の写し

(エ) 嘱託医にあつては医師免許証の写し

(オ) 保育士に代えて保健師、助産師又は看護師を配置する場合には当該免許証の写し

(カ) 所定労働時間等の明記された雇用契約書等の写し（当該職員との雇用関係が確認でき、労働基準法施行規則（昭和22年8月30日厚生省令第23号）第5条に規定する労働条件を明示したもの（基準職員分。ただし、嘱託医を除く））

(キ) 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入業務委託契約書の写し

(ク) 要綱7(2)アに規定する施設長要件を満たすことを証する書面（勤務証明の写し）

(ケ) 基準職員に派遣職員を配置する場合には次のaからeの内容が明記された派遣契約書の写し

a 派遣労働者が従事する業務の内容が保育業務であること

b 派遣労働者の就業の場所が当該認証保育所であること

c 就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項（直接雇用をされた当該施設の職員と同様の指揮命令系統の下にあることが確認できる内容であること。）

d 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

e 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

###### ウ 建物、その他の設備関係

(ア) 建物・土地の状況（第3号様式）

(イ) 建物の案内図、配置図、平面図及び（自己所有の場合は）土地の実測図

- (ウ) 保育所内の各室から公道までの避難経路を記載した平面図
- (エ) 建物の建築時の建築確認申請書及び確認済証の写し
- (オ) 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
- (カ) 検査済証の写し（検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書）
- (キ) 建物及び土地の登記事項証明書（自己所有物件でない場合は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し）
- (ク) 火災予防条例第五十六条の二に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し

エ 認証保育所の運営方針等

- (ア) 保育所規則、利用契約書、重要事項説明書
- (イ) 就業規則（給与規程等を含む。所轄の労働基準監督署長に届け出る義務がある場合には、受理印の印影を確認できる写しを提出すること。）
- (ウ) 事業計画書
- (エ) 運営委員会名簿（A型のみ）
- (オ) 保険契約書の写し

オ 設置者関係

- (ア) 資金計画書
- (イ) 今後5年間の収支計画書
- (ウ) 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）
- (エ) 確定申告書の控え（税務署の受理印の印影を確認できるもの）の写し及び申告書に添付する書類一式の写し（設置者が個人の場合又は既存法人が認証保育所事業に新規に参入する場合）
- (オ) 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置者が新規設立法人の場合）
- (カ) 残高証明書（別に定める設置申請書の提出期限の1か月前以降の時点のもの）
- (キ) 納税証明書（別に定める内容のもの）
- (ク) 設置者又は法人にあっては代表者の履歴書（本人の顔写真が貼付されたもの）
- (ケ) 登記事項証明書又は登記簿に記載されている事項の概要を記載した書面（法人の場合）
- (コ) 定款又は寄付行為の写し（法人の場合）

カ その他知事が必要に応じて求める書類

12 別園の設置

別園を設置しようとする設置者は、事前（基本計画の段階等）に東京都及び区市町村に協議し、東京都と区市町村による現地確認を受け、東京都認証保育所別園設置届（第5号様式の1）に次に掲げる書類を添付し、11の（2）に定める認証の手続きと同様、別に定める通知の提出期限までに提出すること。なお、別園の設置に伴い、本園に係る13に掲げる内容に変更が生じた場合は、13の規定に基づき処理すること。

- (1) 別園設置概要（第5号様式の2）
- (2) 区市町村の意見書
- (3) 職員の構成（第2号様式）（本園分及び別園分をそれぞれ提出すること。）
- (4) 建物の案内図（別園と本園が記載された地図）、配置図、平面図及び（自己所有の場合は）土地の実測図
- (5) 建物の建築時の建築確認申請書及び確認済証の写し
- (6) 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
- (7) 検査済証の写し
- (8) 建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し
- (9) 残高証明書（別園を設置しようとする日の3か月前以降に発行した原本）

(10) その他知事が必要に応じて求める書類

### 13 内容変更（届）の手續

認証保育所の建物その他設備の規模構造、使用区分、屋外遊戯場、定員等の運営方法又は代表者若しくは施設長を変更しようとする設置者は、東京都認証保育所内容変更届（第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、原則として変更しようとする日の20日前（12により別園を設置する場合は別に定める通知の提出期限）までに知事へ提出すること。

(1) 建物の規模構造、使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）及び屋外遊戯場の変更

ア 調査書（第1号様式）

イ 区市町村の意見書

ウ 建物・土地の状況（第3号様式）

エ 建物の変更前後の案内図、配置図及び平面図（必要に応じ提出のこと。）

オ 土地の実測図（変更がある場合のみ）

カ 建物・土地の登記事項証明書又は賃貸借契約書等（変更がある場合のみ）

キ 別園設置概要（第5号様式の2）（地方裁量型認定こども園の認定を受ける認証保育所で別園を設置している場合）

ク その他知事が必要に応じて求める書類

(2) 定員又は年齢区分の変更

認定こども園の認定を受ける認証保育所においては、短時間利用児の人数を変更した場合にも知事へ届け出ること。

ア 調査書（第1号様式）

イ 区市町村の意見書

ウ 職員の構成（第2号様式）

エ 別園設置概要（第5号様式の2）（地方裁量型認定こども園の認定を受ける認証保育所で別園を設置している場合）

オ その他知事が必要に応じて求める書類

(3) 代表者の変更

法人の代表者を変更した場合は、速やかに区市町村に変更内容を通知し、登記後速やかに知事へ届け出ること。

ア 調査書（第1号様式）

イ 代表者の履歴書（本人の顔写真が貼付されたもの）

ウ 登記事項証明書又は登記簿に記載されている事項の概要を記載した書面

エ 要綱7（2）イ（イ）aからcの要件を満たしている旨の誓約書（要綱7（2）イ（イ）に基づく施設長との兼任を行う場合のみ）

オ その他知事が必要に応じて求める書類

(4) 施設長の変更

ア 調査書（第1号様式）

イ 区市町村の意見書

ウ 施設長の履歴書（本人の顔写真が貼付されたもの）

エ 施設長の保育士登録証の写し

オ 要綱7（2）アに規定する施設長要件を満たすことを証する書面（勤務証明等）

カ 要綱7（2）イ（イ）aからcの要件を満たしている旨の誓約書（要綱7（2）イ（イ）に基づく設置者との兼任を行う場合のみ）

キ その他知事が必要に応じて求める書類

(5) 保育料

- ア 区市町村の意見書
- イ 改定前後の保育料金表
- ウ 保護者への通知文書等の写し
- エ その他知事が必要に応じて求める書類

(6) 調理業務の委託又は外部搬入委託

- ア 調査書（第1号様式）
- イ 区市町村の意見書
- ウ 調理業務委託契約書又は外部搬入業務委託契約書の写し
- エ その他知事が必要に応じて求める書類

(7) 上記(1)から(6)に掲げるもの以外で運営上の重要事項を変更した場合で、変更した日以前に届け出ることができなかったものは、東京都認証保育所内容変更届（第4号様式）に関係書類を添付の上、変更後1か月以内に知事に提出すること。

14 廃止・休止の手続

認証保育所の廃止・休止については、区市町村の保育事業及び入所児童の処遇に大きな影響を及ぼすため、設置者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、当該区市町村及び東京都に協議すること。また、休止とは原則として1年を超えない期間停止することである。

なお、開設準備経費の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって知事宛てに協議しなければならない。

認証保育所を廃止又は休止しようとする設置者は、要綱13(3)に規定する「東京都認証保育所廃止(休止)申請書」（要綱第2号様式）に廃止又は休止の理由を具体的かつ詳細に記入の上、次に掲げる書類を添付し、知事に提出すること。

- (1) 区市町村の意見書
- (2) 廃止又は休止を決定した議事録等の写し
- (3) 財産処分 of 具体的方法を説明する書面
- (4) 入所させている者の処置方法を説明する書面

15 意見の聴取

知事は、設置者から11、12、13及び14に掲げる書類の提出を受けた場合は、その内容について当該区市町村長の意見を聞くため、別に定める通知に基づく調書の提出を求めることができる。

16 管外受委託

施設の所在地以外の都内に居住する児童の保護者から利用の申込みがあった場合は、児童が居住する区市町村に協議した上で入所契約を結ぶこと。ただし、認証保育所A型については月160時間以上の利用に限る。

17 その他

(1) 保育室運營業実施要綱（平成21年8月25日付21福保子保第697号 平成23年4月1日廃止）に定められた保育室設置基準に基づき、平成23年3月31日現在区市町村が保育室利用契約を締結していた施設から認証保育所B型に移行する時点で、要綱6の(1)のB型の基準面積を満たすことができない施設について、次の要件のいずれかを満たす具体的な計画を、区市町村長が知事に提出した場合は、移行年度を含む3年度以内（以下「経過措置期間」という。）に限り、認証保育所のB型施設として認証することができる。

- ア 経過措置期間中に基準面積を満たすように、面積を拡大し、又は使用区分の変更を行うこと。
- イ 経過措置期間中に基準面積を満たすように定員を変更し、その定員減に見合うかそれ以上の定員増を認可保育所等で図ること。

(2) 申請及び届出に当たって、東京都が受理した書類は返却しないものとする。

附則

1 細目9の(2)のウについては、平成18年11月28日までの間は、保育士となる資格を有することを証する書類(資格証明書、卒業見込証明書等)に代えることができる。

附則

1 この細目は、平成17年11月1日から施行する。

附則

1 この細目は、平成19年2月23日から施行する。ただし、認定こども園に関する条項については、平成18年12月22日から施行する。

附則

1 この細目は、平成21年4月1日から適用する。

附則

1 この細目は、平成21年10月1日から適用する。

附則

1 この細目は、平成22年4月1日から適用する。

附則

1 この細目は、平成23年4月1日から適用する。

附則

1 この細目は、平成23年8月1日から施行する。

附則

1 この細目は、平成24年5月1日から施行する。